

被災船舶処理で暫定指針

国交省など自治体に日安を示す

国土交通省などは東日本大震災で被災した船舶を地方公共団体が処理を進める際のガイドライン（暫定版）を取りまとめた。

被災船舶の一般的な処理手順について、▽移動できる船舶は必要に応じて仮置き場などを設け、▽船体が破断して残骸となる場合の目安として、▽船体が大破している▽船体が大破に移動できる▽船体の転倒や燃料漏れなど二度災害のおそれがある

場合は必要に応じて転倒防止対策や油抜き取りなどの措置を講じる▽外見上明らかに効用を失っている船舶は処理できる、とした。効用を失っている場合の目安として、▽船体が該当しない場合でも、これら

するもの。所有者が判明しない、連絡がつかない場合でも、これら

の問い合わせなどから

（JCII）、都道府県へ

認しているか②保険の加入の有無、補償の協議状況③所有者が修理または移動して再使用、

処理することや県市町

建造年とアスベスト使用状況・規制の概要	
~ 1975年ごろ	吹き付けアスベストが使用されていた可能性もある
1975年~ 1990年ごろ	内装材、断熱材などについて、一部の造船所でアスベストの使用実績がある
1990年ごろ~ 2002年6月	機関室内配管の断熱材・パッキンや揚錨機のブレーキライニングなどに限り、一部の中小造船所でアスベスト含有品の使用実績がある
2002年7月~ 2006年8月	船舶安全法関係法令により、アスベストの使用は一部（高温高圧下で使用される水密継ぎ手など）を除いて禁止となる
2005年	修繕などの機会を捉えて、船内のアスベスト除去に努めるよう造船事業者に通達する
2006年9月~	船舶安全法関係法令により、アスベストの使用が全面禁止となる

村に処理を委ねるといった対応について④いつづら船舶を移動、処理するか、どこに移動させると⑤所有者が船舶の抹消登録をすることが周知、の意思確認を行う。所有者が即時を行なう。所有者が即時に判断できない場合は、2週間から1ヶ月程度の猶予期間を設けることとしている。被災船舶の処理については、▽エンジンや燃料タンク、蓄電池、消防器、火せん（信号）などにアスベストが使用されている可能性もある。小型船舶（船体がFRP製）については、アスベストは使用されていないという。

物質の流出による土壤汚染、水質汚濁などについての必要な措置を講じること▽端材や重機への巻き込みが起こらないよう、被災現場には近付かない、といふ注意事項を挙げている。また、古い船舶の一部には、配管部分のアスベスト布団やフランジ用シートパッキンなどにアスベストが使用されている。小型船舶（船体がFRP製）については、アスベストは使用されていないという。